

社会福祉法人若草会 行動計画

令和2年4月1日

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日 ～ 令和8年3月31日までの6年間

2. 内容

目標1： 育児休業後に職員が復帰しやすくするための仕組みの構築

対策 令和2年4月～ 育児休業中の職員への定期的な情報提供を継続する

令和3年4月～ 復職後に柔軟な働き方がしやすいよう、支援制度を定着させる

目標2： 年次有給休暇取得促進のための施策実施

対策 令和2年4月～ 取得状況の定期的な確認、管理者から職員への呼び掛け等、取得促進への啓発を行う